

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成 28 年度第 3 回所沢市国民健康保険運営協議会		
開 催 日 時	平成 28 年 10 月 13 日 ( 木 ) 午後 1 時 30 分 ~ 2 時 50 分		
開 催 場 所	所沢市役所 高層棟 7 階 研修室		
出席者の氏名	( 別紙委員出欠席表のとおり )		
欠席者の氏名	( 別紙委員出欠席表のとおり )		
説明者の職・氏名	様式第 2 号のとおり		
議 題	( 1 ) 所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について ( 審議・答申 ) ・公開 ( 2 ) その他・公開		
会 議 資 料	資料 1	平成 28 年度第 2 回国保運営協議会( 平成 28 年 8 月 17 日開催 ) 質疑要旨	
	資料 2	埼玉県内市町村賦課限度額 ( 平成 28 年度 )	
	資料 3	その他特別事情の特別事情分 ( 特特分 ) 平成 27 年度県推薦基準項目	
	資料 4 - 1	平成 28 年度法定賦課限度額適用によるモデル世帯別影響額 被保険者 : 1 人、介護第 2 号該当被保険者 : 1 人	
	資料 4 - 2	平成 28 年度法定賦課限度額適用によるモデル世帯別影響額 被保険者 : 2 人、介護第 2 号該当被保険者 : 2 人	
	資料 4 - 3	平成 28 年度法定賦課限度額適用によるモデル世帯別影響額 被保険者 : 4 人、介護第 2 号該当被保険者 : 2 人	
担当部課名等	健康推進部長	平田 仁	健康推進部次長 須田 浩美
	保健センター長	二上 清次	国民健康保険課長 粕谷 明彦
	国民健康保険課主幹	森田 英明	国民健康保険課主幹 小川 和彦
	国民健康保険課主査	古瀬 力	国民健康保険課主査 石川 純也
	国民健康保険課主査	東 知示	国民健康保険課主任 川名 真一郎
	国民健康保険課主任	藤澤 祐介	国民健康保険課主任 矢口 恵理子
	国民健康保険課主事	岡部 文弥	
	収税担当参事	関口 裕教	収税課主幹 兵頭 幸夫
	収税課主幹	小澤 一良	
	健康推進部国民健康保険課 電話 2998-9131		

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事 務 局	司会 開会
会 長	開会の挨拶
司 会	<p>所沢市国民健康保険に関する規則（以下、規則）第 4 条第 3 項に基づき会議が成立している旨報告（委員 21 名中 16 名出席）。</p> <p>規則第 4 条第 1 項に基づき、議事進行を会長に依頼。</p> <p>10 月 1 日付け委員の変更を報告（当委員は欠席）。</p> <p>次に会議に先立ちまして、お手元の資料のご確認をお願いします。事前に送付しました資料の他に、全部で 3 部ございます。</p> <p>1 点目、本日の席次表 1 枚 2 点目、運営協議会委員名簿 1 枚 3 点目、埼玉の国保（10 月号） 1 部</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>また事前に送付いたしました、 「資料 1～資料 4 - 3 及び参考送付しました前回配付の資料 5～8」はお持ちでしょうか。</p> <p>お持ちでなければ、用意しておりますのでお申し付けください。</p> <p>それでは、次第に則って進めてまいります。これからの議事の進行につきましては、「所沢市国民健康保険に関する規則」第 4 条第 1 項によりまして 会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>大館会長よろしくお願いいいたします。</p>
議 長	<p>それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。議事に入る前に、事務局から何か説明があればお願いいいたします。</p>
事 務 局	<p>それでは議事に入ります前に、「所沢市の会議の公開に関する指針」に基づきまして、本日の会議内容につきましては、すべて公開でお知らせしておりますので、ご了承いただきたいと存じます。</p> <p>また、傍聴者へ配付する資料につきましては、</p> <p>1 点目、傍聴人配付用の表紙「傍聴人の皆様へ」 2 点目、本日の会議次第 3 点目、本日の資料（資料 1～資料 4 - 3） 4 点目、前回配付の資料（資料 5～資料 8）</p>

		<p>の計 12 枚の資料となります。</p> <p>会議終了後、配付した資料については回収したいと思います。</p> <p>なお、会議録の記録、確定につきまして、これまでと同様、会議録は要約方式とし、発言者の委員名については「委員」とだけ記載いたします。</p> <p>また、会議録の確定につきましては、会長にご承認いただき署名確定する方法でよろしいでしょうか。</p> <p>ご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>それでは、ただ今、会議の公開等について事務局より説明がありましたが、いかがでしょうか。</p> <p>説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
委	員	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>皆さん、「異議なし」ということですので、そのように決定させていただきます。</p> <p>それでは、本日傍聴の方はいらっしゃいますか。</p>
事	務	<p>本日の会議に当たりましては、傍聴希望者が 1 名いらっしゃいます。</p> <p>傍聴希望者に入室していただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 傍聴者入場 &gt;</p>
議	長	<p>傍聴の方に申し上げます。</p> <p>傍聴席においては、発言をしたり、議事について可否を表明すること、また、写真撮影、録音等は禁止されております。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題( 1 )「所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について( 審議・答申 )」でございます。</p> <p>本日につきましては、議題に審議・答申とありますとおり、はじめに、前回からの継続審議を行いまして、その後、答申という形で、本協議会としての回答をまとめていくことといたします。</p> <p>このため、前回同様、皆さんより忌憚のないご意見をいただけますようお願いいたします。</p> <p>では、事務局、説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>それでは、</p> <p>議題 1 所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定につきまして、審議・答申のご説明をいたします。</p> <p>ただいま会長よりお話のありましたとおり、継続審議ということでございます。改めて前回の質疑等についてのご説明をさせていただきます。</p> <p>資料 1 をご覧ください。この資料は、前回（8 月 17 日）開催の第 2 回運営協議会で 10 個の質疑要旨を記載したものです。この資料 1 をもとに、その次の資料 2 から資料 4 3 を使用しながら、前回協議会の質疑の整理と関連する内容の追加説明をいたします。</p> <p>まず、資料 1 の上段 1 の質疑「県内各市町村の賦課限度額の状況」についてですが、応答欄に前回協議会でお答えしました内容を記載しております。その補足として次の資料 2 をご覧ください。</p> <p>この表は、平成 28 年 4 月 1 日現在の埼玉県内各市町村の賦課限度額を合計金額ごとに一覧表に表したものです。所沢市は上から 4 段目で賦課限度額 81 万円、これは、平成 26 年度の法定限度額になります。その 2 段上の賦課限度額 85 万円は、こちらは平成 27 年度法定限度額ですが、川越市、川口市、越谷市、狭山市、入間市など 16 市 6 町ございます。現在最高限度額の賦課限度額 89 万円は、平成 28 年度法定限度額になりますが、毛呂山町、滑川町、嵐山町等、12 町 1 村がある状況となっています。</p> <p>次に、戻りまして再び資料 1 をお願いします。質疑 2、3、4 になりますが、国財政調整交付金の特特分に関し、その交付要件の質疑がありましたので、埼玉県の推薦基準の 11 項目について、資料 3 を見ながらご説明いたします。</p> <p>この表は、平成 27 年度の国の財政調整交付金に係る埼玉県の第 1 次選定基準の 11 項目になります。</p> <p>上から、基準 1、基準 2、基準 3 は、国民健康保険の資格や給付関係の 3 項目で、それぞれ本市において該当したものです。</p> <p>基準 4、5、6、7 については、国保税関係の 4 項目で、今回ご審議をお願いしております賦課限度額に関するものは、この内基準 7 をご覧ください。</p> <p>この項目では「平成 27 年 4 月 1 日時点での賦課限度額が、地方税法施行令第 56 条の 88 の 2 に定める基準又は改正前の基準以上である」とあります。これは、賦課限度額は、一つ前の法定限度額以上である</p>
--------------	--

ということで、所沢市の平成 27 年度時点での賦課限度額は、平成 26 年度の法定限度額でしたので「改正前の基準以上である」に該当し、この項目は適合項目となりました。

続きまして、基準 8、9、10、11 については、特定健康診査や保健指導に係わる受診率や実施率などの保健事業関係の 4 項目です。

基準につきましては以上でございます、こうしたことで、平成 27 年度では、11 項目中 4 項目（基準 1、2、3、7）の該当となり、埼玉県のおすすめ基準は 6 項目以上ですので、特特分の選定基準に達せず、該当とはなりませんでした。

もう一度資料 1 にお戻りください。

質疑 5 の賦課限度額の引き上げによる負担増になる世帯について、資料 4-1 をご覧ください。

この表は、介護保険第 2 号該当の一人世帯（40 歳～64 歳）をモデルとして、所得別に賦課限度額の改定による影響を表したものです。最下段の所得なしから、下から 4 段目の二本線の下まで所得額 500 万円までの世帯については、影響はありません。一方、所得額 700 万円より高所得額の方に影響がでてまいります。表の一番右側、年税額 24,400 円、この金額が今回の改定によって増加するものでございまして、所得額に占める税額の割合は、現状の 10.5%から、改定後は 10.9%へと割合が増となります。

また最上段の所得額 1,620 万円の場合では、年税額 8 万円の増、所得額に占める税額の割合は、5.0%から 5.5%へと割合が増となるものです。

このように低所得者層では、賦課限度額の改定による影響はありませんが、所得額に占める税額の割合を見ますと、10%台と高い傾向にあること、また高所得者層では、賦課限度額の改定により税負担率が引き上げられ、低所得者の税負担率に近づく結果となることがご理解いただけたと思います。

次の資料 4-2 では、介護保険第 2 号該当の 2 人世帯（40 歳～64 歳）、その次の資料 4-3 では介護保険第 2 号該当（40 歳～64 歳）の 2 人を含む 4 人世帯をモデル世帯として例示しておりますが、いずれも賦課限度額の改定により、各所得階層での所得税額に占める税額の割合は多少異なりますが、4-1 資料とほぼ同様の傾向となっております。

最後になりますが、最後にもう一度資料 1 に戻っていただきまして、質疑 6 から 10 の国保税収納関係になりますが、ここでは、今後の

		<p>収納率について、平成 27 年度末の 87.26%より向上できるよう、収税課と連携して歳入を確保していく旨お答えした内容でございます。</p> <p>以上でございます。このような質疑が前回の協議会ございましたので、その要旨を確認させていただくとともに、併せて関連する内容を説明させていただきました。</p> <p>担当からの説明は以上でございます。</p>	
議	長	<p>ただいま説明のありました内容につきまして、ご意見・ご質問等がありますか。</p>	
委	員	<p>資料をみますと、法定賦課限度額が、平成 26 年度、平成 27 年度、平成 28 年度と 3 年連続で上昇している訳ですが、財政状況が厳しいとのことで、平成 29 年度も引き上げられるという予定でよろしいのですか。</p>	
事	務	局	<p>法定賦課限度額につきましては、3 年連続で 4 万円ずつ引き上げられている状況でございます。厚生労働省の平成 29 年度税制改正要望の中に国民健康保険税の賦課限度額引き上げについて盛り込まれておまして、平成 29 年度についても法定賦課限度額を引き上げる可能性は高いと思われます。</p>
委	員		<p>資料 8 の所得階層別の増税状況を見ますと、固定資産が無くても、所得 400 万円台から増税となります。どのような世帯が該当であるのか。</p> <p>また、所得 400 万円台は感覚的には高額所得者とは言えないと感じますが、金額的にはどの程度の増税となるのですか。</p>
事	務	局	<p>資料 8 の総所得の 500 万円以下の箇所につきましては、固定資産がなく資産割がかからない世帯で、11 世帯が増税となります。この世帯につきましては、後期高齢者等支援金等分が賦課限度額に達している世帯でございます。これらの世帯につきましては、所得 400 万円台で、被保険者数 4 人以上の世帯でございます。後期高齢者支援金等分の均等割 11,000 円が 4 人以上課税されることから、今回、賦課限度額引き上げの影響を受けてしまうものでございます。</p> <p>続きまして、どのくらいの額の増税かと申しますと、表に記載のとおり、年間で平均約 6,000 円の増額となります。なお、国民健康保険被保険者世帯の平均所得は、約 169 万円でございますので、所得 400 万円台の世帯は国保世帯の中では比較的余裕のある世帯であると考えております。</p>

委 員	資料 5 ( 5 ) の法定外繰入金、平成 26 年度と平成 27 年度をみて、平成 28 年度も赤字額が 20 億円を超えると見込まれますが、今後についてもこのような状態が続くのですか。
事 務 局	<p>平成 26 年度は法定外繰入金約 26 億円、平成 27 年度は税率改正による税収の増、及び、国から 1,700 億円の公費の投入がありまして、所沢市はその中から 3 億 6 千万円ほどの投入がなされましたが、それにもかかわらず約 30 億円の法定外繰入をお願いしました。実際上は、ここから剰余金である約 10 億円を一般会計に戻す処理を行いました。その 10 億円を差し引いても約 20 億円の繰入となっております。このように、急激に国保財政が悪化した理由につきましては、平成 24 年度からの被用者保険の適用拡大施策により、国保の被保険者が急激に減少したため、国保税収が大きく減少したということが挙げられます。</p> <p>また、C 型肝炎などの高価な新薬が保険適用されたことや医療の高度化などにより、保険給付費が増加していることも大きな要因であると考えております。</p> <p>平成 28 年度、平成 29 年度につきましても、引き続き国保財政は厳しい状況にあると思われまますので、平成 27 年度と同額かそれ以上の法定外繰入れになるものと見込んでおります。</p> <p>なお、30 年度以降の国保広域化後は、県へ納付金を納めることとなりますが、この納付金額の算定にあたっては、一般会計からの法定外繰入は無いものとして計算される予定となっております。このことから、納付金支払のための財源確保にあたっては、県から示される標準保険税率等を踏まえ、国保税率等の改正について、今後検討していくことが必要と考えております。</p>
委 員	法定外繰入に関して、平成 27 年度までは実績、平成 28 年度は予測であるが、平成 29 年度及び平成 30 年度はどんな数値となるか。
事 務 局	<p>まず今年度の状況でございますが、昨年と比較しまして高額な医療費が増えている影響で医療費は伸びております。しかし、今年度はまだ 4 月から 8 月までの医療費の支払いが確定した状況ですので、今後の動向を見守っていきたくと考えています。</p> <p>また、10 月以降の短時間労働者の社会保険適用拡大により、国保の被保険者が減少することが想定されますので、税収等についても十分な検証を行っていきたくと考えております。いずれにしましても、現時点ではどのくらいの法定外繰入れ金が必要となるのかは申し上げられないものでございます。</p>

委 員	国保税を改定した場合に、どのくらいの法定外繰入額となりますか。
事 務 局	平成 27 年度に税率を上げた結果、4.6 億円の税収増が見込めたと試算がでております。なお、今回の賦課限度額の引き上げにより、約 1 億円税収が増えると見込んでいるところです。
委 員	ということは、平成 27 年度で当てはめると約 29.6 億円の法定外繰入金のうち、わずか 1 億円分だけ減るという見方でよろしいでしょうか。
事 務 局	先ほどの説明で申し上げさせていただきましたが、一般会計に約 10 億円戻しておりますので、約 20 億円が赤字額となりますので、これより 1 億少なくなるということですが、実際は医療費の伸びもございませぬので、今の試算のとおりとなるかは不確定でございます。
委 員	このままだと破綻するということですか。
事 務 局	国民健康保険は国民皆保険制度最後の砦と言われておりますので、医療費の削減や収納率の向上等により、安定的な運営に向けて努力していきたいと考えております。
委 員	平成 25 年度が 7 億円、平成 26 年度が約 26 億円になっている。この原因は、平成 25 年度に議会承認が得られず税率改正ができなかったためでしょうか。
事 務 局	確かに税率の改正が否決となった経緯はありますが、これが原因で急激に赤字額が増えたという訳ではありません。理由としましては、平成 25 年度までは、繰越金及び国民健康保険保険給付費支払基金から繰入れすることで赤字繰入額を抑えており、このことが大きく影響しているものです。
委 員	平成 25 年度から平成 26 年度は法定外繰入金が 3 倍以上となっている。これは解明しないといけないと思う。また、それに基づいて平成 28 年度、平成 29 年度の予測は立てた方が良いのではと考える。そうでないと、前回のように再度否決される可能性もあるのではないのでしょうか。
事 務 局	今後の財政運営におきましては、まずは、被保険者数の影響を大きく受けることから、その動向をみていきます。また、医療費がどのくらい高額になるかについても十分な検証・分析を実施し、適正な国保運営を行っていきたく考えています。



委員	<p>これまでの賦課限度額についての議論から、法定賦課限度額まで引き上げることは、市民の負担が大きくなる面もありますが、所沢市の健全な国保財政のために、やむを得ないものと思います。</p> <p>今後も引き続き、医療費の抑制のため、ジェネリック医薬品の利用促進や特定健康診査などの受診率の向上に努めていただきたい。</p>
事務局	<p>委員のお話を踏まえて、健全な国保運営に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>また、医療費抑制に向けましては、今年度、自治連合会の回覧で特定健康診査の周知をしましたが、今後も様々なかたちで皆様に伝えていきます。</p>
議長	<p>他にご意見等ございますか。</p> <p>(委員：意見なし)</p> <p>ないようであれば、それでは確認いたします。</p> <p>賦課限度額については、法定限度額まで引き上げるということによろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議はないようですので、答申案作成に向けて事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、前回の質疑及び本日の継続審議分の内容について確認をさせていただきます。</p> <p>所沢市国民健康保険税賦課限度額につきましては、医療給付費分賦課限度額が、現行の51万円から54万円、後期高齢者支援金等分賦課限度額が、現行の16万円から19万円、介護納付金分賦課限度額が現行の14万円から16万円にそれぞれ引き上げまして、合計は現行の81万円から89万円となります。</p> <p>また、付帯意見として2点ございます。</p> <p>1点目は、前回議論のありました負担の公平と収納の確保を図るために、より一層の収納率の向上に努めるということ。</p> <p>もう1点が、先ほど審議なされました、今後も医療費抑制のために、ジェネリック医薬品の利用促進や特定健康診査の受診率向上等、保健事業の充実に努めていくこと。</p> <p>事務局でまとめた内容は以上です。</p>

様式第2号

議	長	それでは、ただいま事務局から説明のありましたとおり、 限度額が 81 万円から 89 万円になるということ、また、付帯意見についても説明がりましたが、ただいま事務局が説明した内容で皆様よろしいでしょうか。
委	員	異議なし。
議	長	それでは事務局で答申書（案）を作成いたしますので、少々お時間をいただきます。 再開は 1 4 時 3 0 分とさせていただきます。
司	会	1 4 時 3 0 分まで休憩といたします。
		再開まで休憩  答申（案）作成後、委員へ配付される
議	長	再開いたします。 ただいま答申書（案）が配付されましたので、内容について事務局説明をお願いします。
事	務	それでは、お手元にお配りしました、答申書（案）を読み上げさせていただきます。さきほどのまとめのとおりとなります。  <答申書（案）の読み上げ>
議	長	事務局より読み上げされました答申書（案）につきまして、この内容のとおりでよろしいでしょうか。
委	員	異議なし。
司	会	それでは、答申書作成のため、会長が中座いたします。 5 分程お待ちください。
		再開まで休憩
司	会	それではこれから市長をお呼びし、運営協議会を代表しまして、会長から市長へ答申を行うこととなります。

		市長をお呼びしますので少々お待ちください。
		< 市長入室、着席 >
司 会		会長から市長へ答申をお願いいたします。
会 長		< 答申書朗読、提出 >
司 会		それではここで、市長から挨拶がございます。 お願いいたします。
市 長		市長あいさつ
司 会		ありがとうございました。 ここで、市長につきましては所用のため退席させていただきますので、ご了承願います。  < 市長退席 > 引き続き、議事を会長お願いいたします。
議 長		委員の皆様より何かありますか。 ( 委員：意見なし ) それでは、答申案が確定しましたので、事務局は各委員へ答申書の写しを配布してください。  続いて、議題 ( 2 ) その他でございます。 事務局何かありますか。
事 務 局		その他の議題ですが、市長の話にもありましたとおり、本日の答申を尊重させていただきまして、平成 28 年 12 月定例会に国民健康保険税賦課限度額改正議案として提出をさせていただきます。 また、議案の写しと議案資料、議会スケジュールを、準備が整い次第、委員の皆様へ郵送いたします。
議 長		答申につきましては、12 月定例会に議案として提出されることとなります。 それでは最後に、委員の皆様からは何かありますか。

様式第2号

	<p>(委員：意見なし)</p> <p>では、本日の議事については、これで終了とさせていただきます。</p> <p>以上で会議はすべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>皆様のご協力感謝いたします。ありがとうございました。</p>
<p>司 会</p>	<p>大館会長におかれましては、長時間に渡り議長をお務めいただきましてありがとうございました。</p> <p>後ほど事務局より皆様へ伝達事項がございますが、ここで閉会のことばを吉野職務代理よりお願いしたいと思います。お願いいたします。</p>
<p>職 務 代 理</p>	<p>閉会のことば</p>
<p>司 会</p>	<p>吉野職務代理ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして、国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。</p> <p>皆様、お疲れ様でした。</p>
<p>会 長 署 名</p>	

平成28年度第3回所沢市国民健康保険運営協議会 出席名簿

平成28年10月13日現在

代表区分	推薦依頼先		氏名
被保険者代表	所沢青色申告会		竹 島 美 保 子
	いるま野農業協同組合		鹿 島 正 之 助
			諸 星 賀 津 美
	所沢市連合婦人会		山 路 洋 子
	所沢商工会議所	×	吉 澤 富 江
	所沢市自治連合会		高 柳 進
保険医又は 保険薬剤師代表	所沢市医師会		京 谷 圭 子
			平 林 多 津 司
			三 浦 昇 悟
		×	小 関 信 之
	所沢市歯科医師会		田 中 利 幸
	所沢市薬剤師会		安 達 秀 夫
公益代表	市長が定める者		大 舘 靖 治
			君 田 典 子
			吉 野 貞 治
	所沢商店街連合会		宇 佐 美 保 政
	所沢市民生委員・ 児童委員連合会	×	鈴 木 公 子
	連合埼玉西部 第四地域協議会	×	久 保 映 次
被用者保険等 保険者代表	全国健康保険協会 埼玉支部		上 村 克 也
	公立学校共済組合 埼玉支部	×	竹 内 正 明
	西武健康保険組合		佐 瀬 満 雄

任期 平成28年12月31日まで

16名出席